

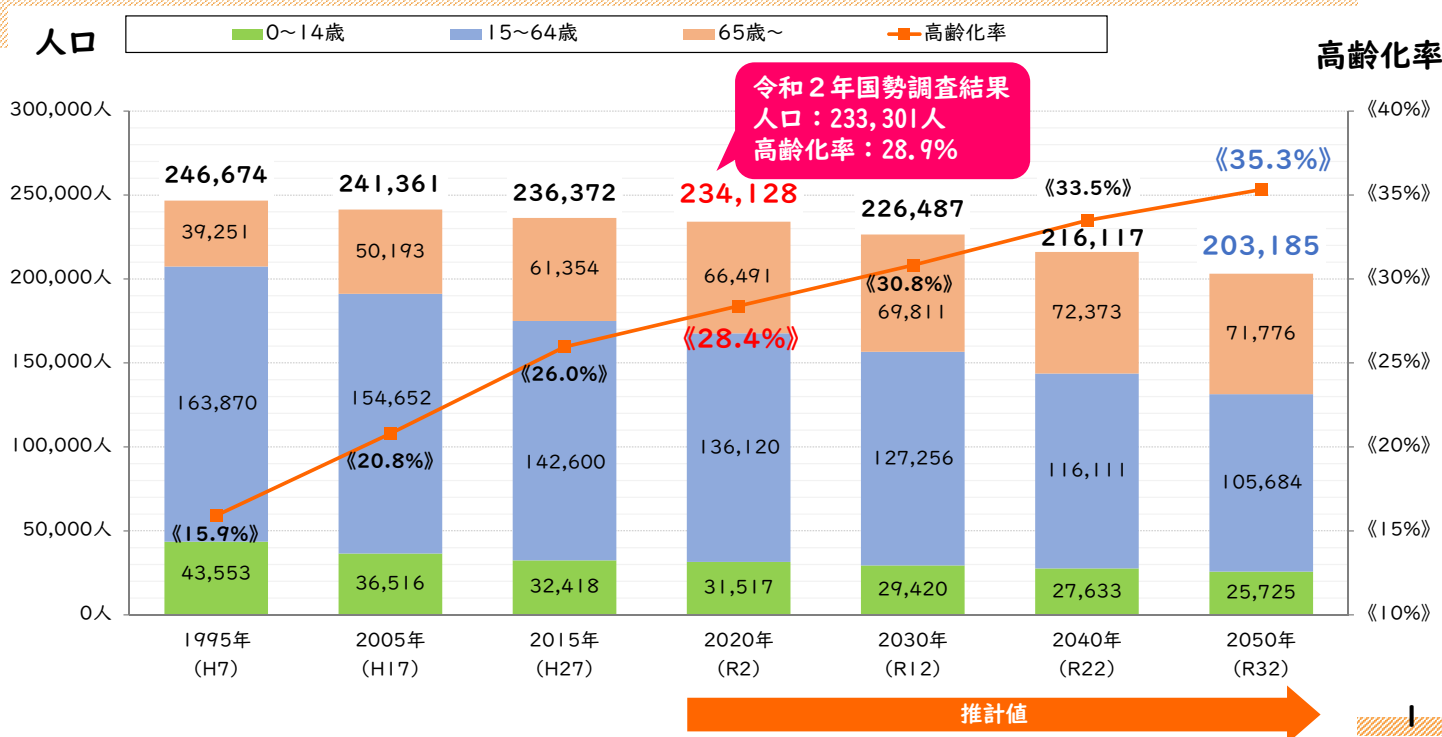
佐賀市 地域コミュニティづくりの取組



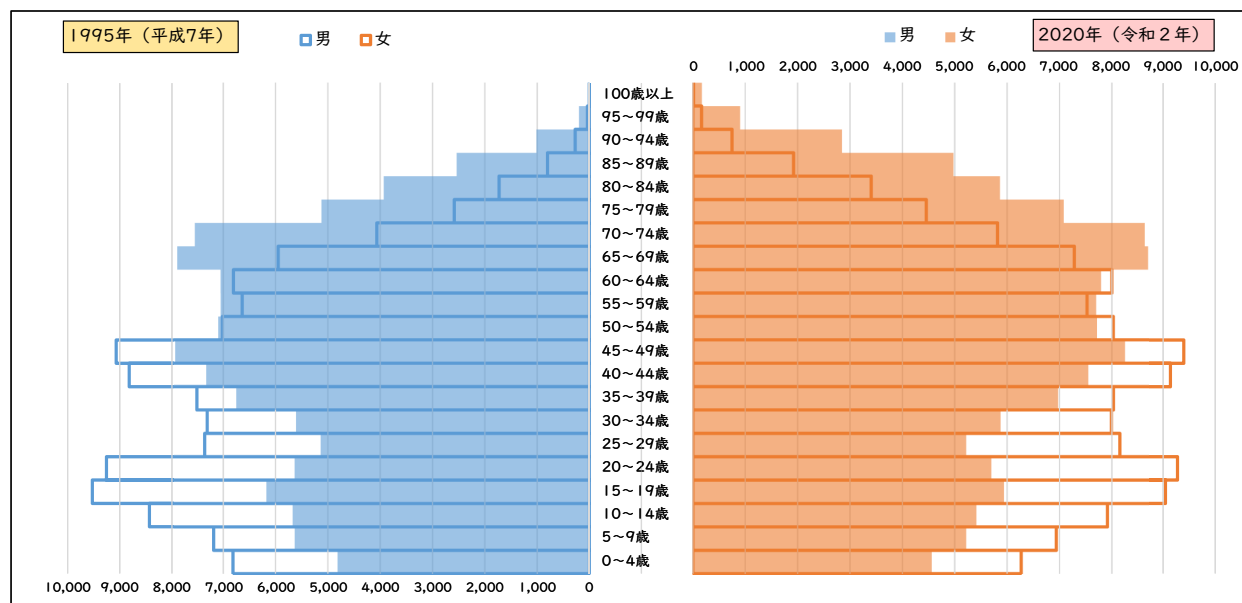
地域振興部 協働推進課
地域コミュニティ室

佐賀市の人口推移

(平成27年の国勢調査結果をもとに将来推計)



【参考】年齢構成（人口ピラミッド）の比較 1995年（H7）⇒2020年（R2）



地域を取り巻く状況

核家族化、都市化
生活圏の拡大



地域での人と人の
つながりが希薄に

人口減少・少子高齢化
市町村合併



地域の組織機能が
弱くなっている

人口減少・少子高齢化
災害の頻発



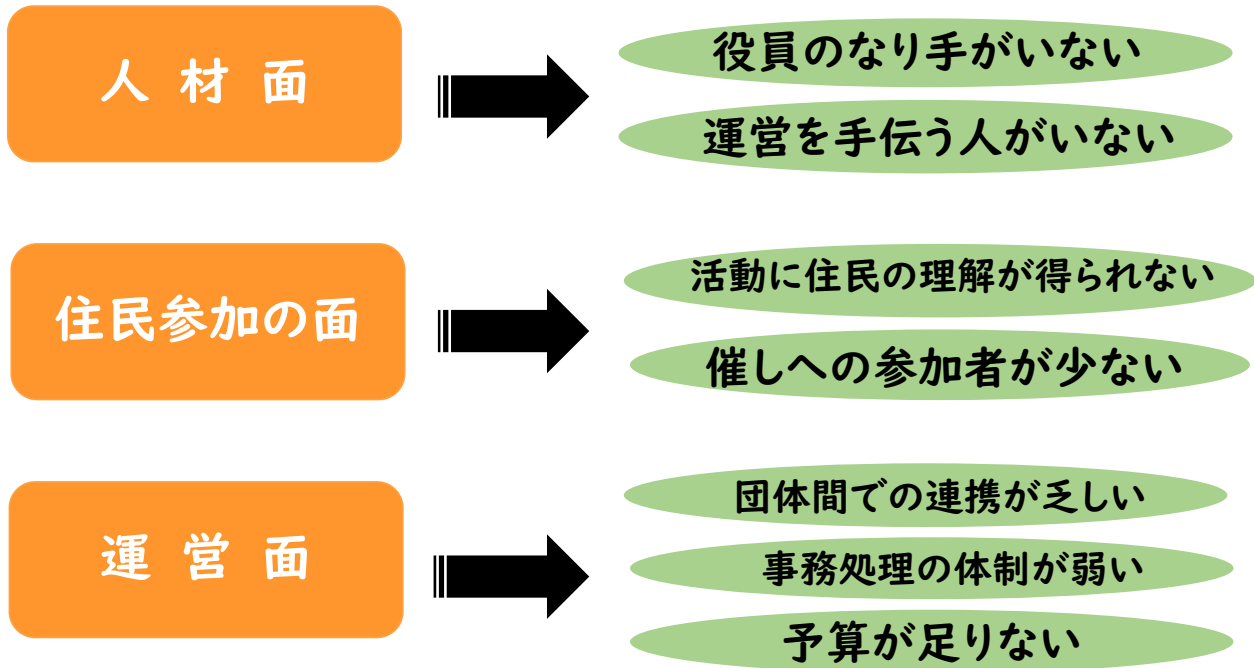
新たな地域課題や
役割の発生

市民の要望の多様化
画一的サービス提供の限界



行政によるきめ細かな
対応が困難

地域における各種活動の課題



4

地域コミュニティとは

- ◇地域住民一人ひとりの共同体です。
- ◇より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会です。
- ◇住民の信頼関係や共同意識を生み出します。

地域住民同士のつながり



5

佐賀市での地域コミュニティの検討

「佐賀市地域コミュニティ活性化検討委員会」での議論（平成22～23年度）

- ◆平成22年度 佐賀市地域コミュニティ活性化検討委員会設置
- ◆平成23年度 「佐賀市地域コミュニティ活性化事業」取組開始

3年

モデル校区取組み

- ◆平成25年度 検討委員会でモデル校区の成果・課題検証



提言内容

全校区で地域コミュニティの取組みを進めるべき

市としての
方針

全校区で地域コミュニティの取組みを進める

⇒まちづくり協議会の設立を目指す

6

まちづくり協議会とは

- **地域の課題解決**や**地域の活性化**を図るため、住民間で話し合い、実践する組織
- 自治会をはじめとした地域の各種団体や市民活動団体、住民等で構成
- 小学校校区単位を基本として設立
- 地域住民の誰もが参加できる
- 住民主体で運営し、行政（市）が必要に応じて支援

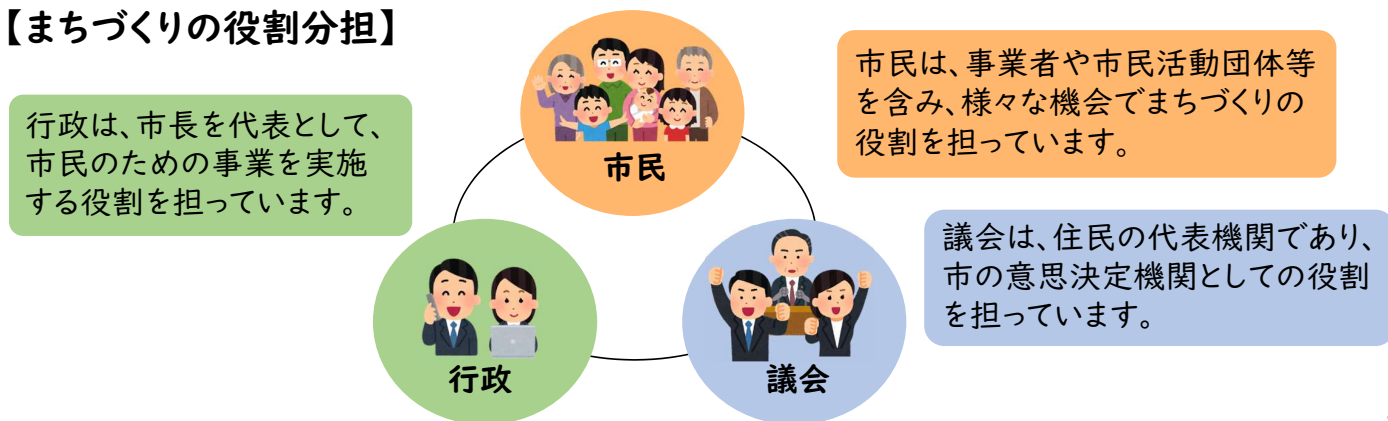
7

自治基本条例とは [佐賀市まちづくり自治基本条例] 平成26年4月施行

◇自治基本条例とは、その地域（自治体）におけるまちづくりを進めるためにつくられたものです。

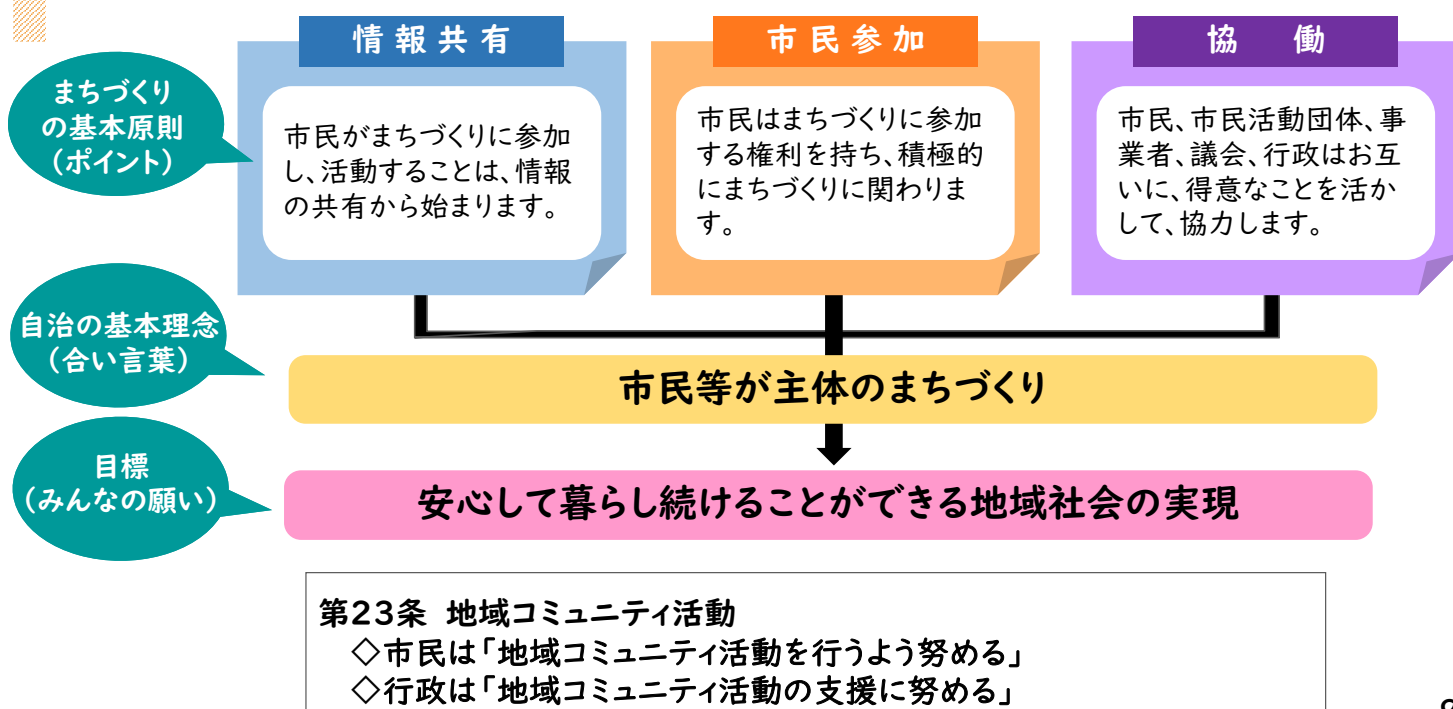
◇自治の基本理念や原則を明確化し、市民の権利や市（行政等）の役割、仕組みなどを定めたまちづくりを進めるためのルールといえます。

【まちづくりの役割分担】



8

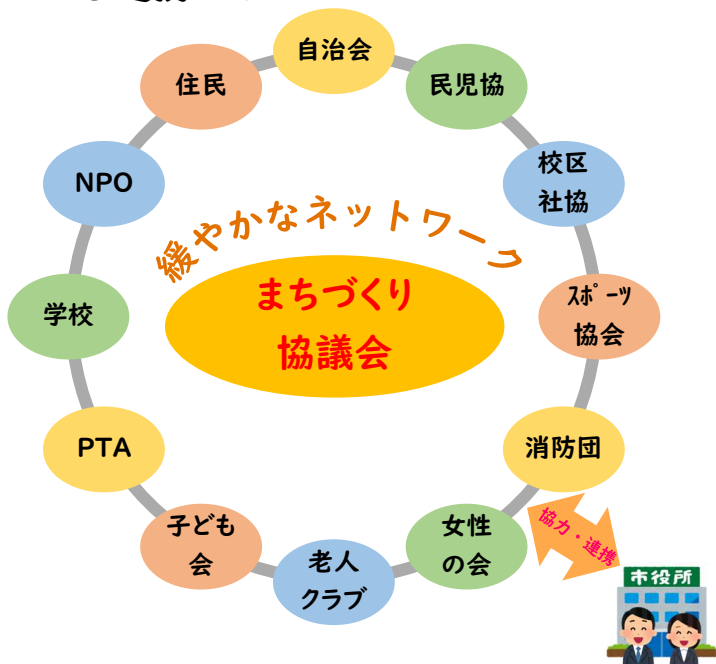
条例のポイントと地域コミュニティの規定



9

まちづくり協議会のイメージ

○連携のイメージ



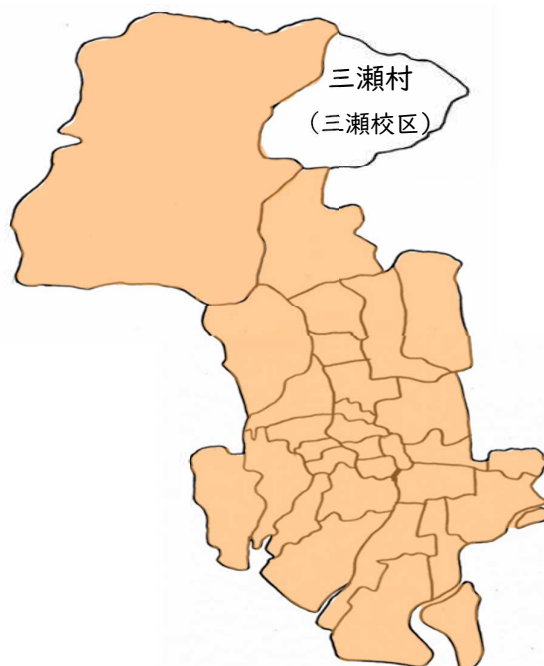
○組織体制のイメージ

役員会	会長・副会長・事務局長・会計・各部部长等				事務局
専門部会	子ども育成部会	健康福祉部会	防犯防災部会	地域活性化部会	
自治会	○	○	○	○	
民児協	○	○			
女性の会		○	○		
PTA	○			○	
一般住民			○	○	

まちづくり協議会の設立状況

全32校区中、31校区で設立済み

設立年度	設立校区数	設立校区名
平成23年度	3校区	本庄、嘉瀬、金立
平成24年度	3校区	諸富町、川上校区、北川副
平成25年度	6校区	東与賀、巨勢、兵庫、久保田、中川副、西川副
平成26年度	7校区	新栄、西与賀、神野、南川副、春日、開成、春日北
平成27年度	2校区	勸興、鍋島
平成28年度	3校区	日新校区、循誘、高木瀬
平成29年度	3校区	蓮池、赤松、大詫間
平成30年度	3校区	若楠、久保泉、松梅
令和3年度	1校区	富士



まちづくり協議会の活動事例

子育て・教育



通学見守り活動（諸富）

通学見守りや子育てサロンなど、地域で子育てをする環境づくりを行っています。

安全・安心



水難救命具の設置（蓮池）

防災訓練や見守りパトロールなど、地域住民が連携した安全なまちづくりを展開しています。

地域活性化



ハロウィン（大詫間）

お祭りやイベントなど、世代間を通してみんなが楽しく交流できる場を提供しています。

暮らし・環境



美化活動（春日）

河川清掃や花植え活動など、魅力あふれる生活環境をつくっています。

福祉・健康



校区一斉ラジオ体操会（開成）

高齢者サロンや健康教室など、住み慣れたまちでいきいきと生活できる環境づくりを進めています。

地域コミュニティづくりに関する市の支援

財政面での支援

- ◆協議会設立前は、印刷製本費、郵便料など市が直接負担
- ◆協議会設立後には、まちづくり協議会の運営に要する経費に対して助成（佐賀市地域コミュニティ活性化事業補助金）

人材面での支援

- ◆地域コミュニティ室職員による校区担当制を導入
【新規の校区】主担当1名+副担当1名=2名（文書作成等の事務補助）
【継続の校区】担当1名（協議会の役員会等へ参加）

校区在住職員の自主的な参加

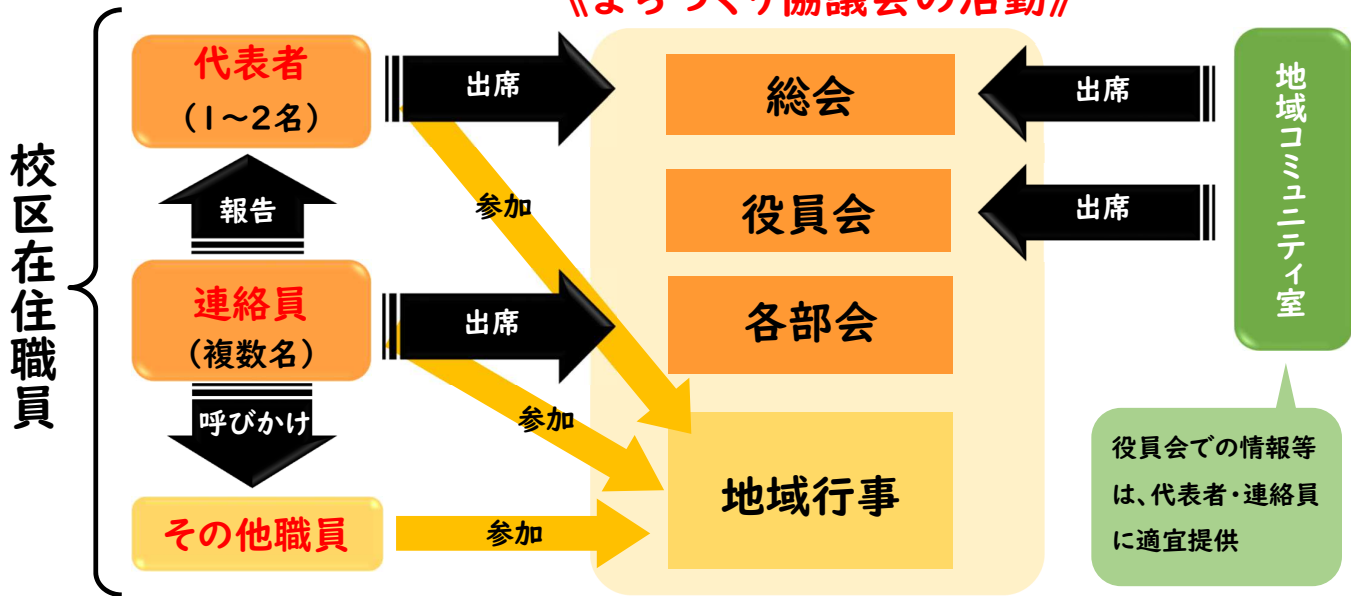
- ◆一人二役運動の一環として、校区在住職員連絡員制度※を導入し、自主的な参加を推進
※校区毎に代表者2名・連絡員5名程度を選考し、互いに誘い合って参加する仕組み

校区在住職員連絡員制度

※業務ではなく、自主的な参加

職員同士が誘い合って参加できる仕組みづくり

《まちづくり協議会の活動》



つながるさがし

まちづくり協議会や公民館などの活動を紹介する
コミュニティサイト



主な特徴

- ◇地域住民がライターとなって情報発信
- ◇パソコン、スマートフォン等で閲覧可能
- ◇地域のイベントカレンダーの掲載
- ◇回覧板の内容も掲載可能

